	定時決定	資格取得時決定	随時改定	育児休業を終了した際の改定	産前産後休業を終了した際の改定
対象者	7月1日現に使用される被保険者 【定時決定が行われない者】 ①6月1日～7月1日までの間に被保険者資格を取得した者 ②7月～9月までのいずれかの月から、随時改定又は育児休業等を終了した際の改定により標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者	被保険者の資格を取得した者	次のいずれにも該当する者 ①現に使用される被保険者であること ②固定的賃金の変動又は賃金体系の変更があったこと ③継続した3月間のいずれの月も報酬支払基礎日数が17日以上であること ④報酬に著しい高低が生じたこと（2等級以上の差）	次のいずれにも該当する者 ①育児休業等を終了した被保険者であること ②育児休業等終了日において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育していること ③被保険者が事業主を経由して保険者に申出すること	次のいずれにも該当する者 ①産前産後休業を終了した被保険者であること ②産前産後休業終了日において当該産前産後休業に係る子を養育していること ③被保険者が事業主を経由して保険者に申出すること
決定方法	被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間（4月・5月・6月）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。 ※報酬支払の基礎となった日数が17日未満（4分の3基準に満たない短時間労働者については、11日）である月があるときは、その月を除いて算定する。 ※4分の3基準に満たない短時間労働者とは、事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者をいう。	① 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合 被保険者資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額 ② 日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合 被保険者資格を取得した月前1月間に、当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額 ③ ①・②によって算定することが困難であるもの 被保険者資格を取得した月前1月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額 ④ ①～③のうち2以上に該当する報酬を受ける場合 ①～③の規定により算定した額の合算額	被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を標準報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。 ※各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日（4分の3基準に満たない短時間労働者については、11日）以上でなければならない。 ※高低を生じた月の翌月とは、昇給又は降給があった月から4月目をいう。	育児休業等を終了した被保険者が、育児休業等終了日において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、その事業所の事業主を経由して保険者に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額を改定する。 ※報酬支払の基礎となった日数が17日（4分の3基準に満たない短時間労働者については、11日）未満である月があるときは、その月を除いて算定する。 ※育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬月額を改定する。	産前産後休業を終了した被保険者が、産前産後休業終了日において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その事業所の事業主を経由して保険者に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額を改定する。 ※報酬支払の基礎となった日数が17日（4分の3基準に満たない短時間労働者については、11日）未満である月があるときは、その月を除いて算定する。 ※産前産後休業終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬月額を改定する。
有効期間	その年の9月～翌年の8月まで	①1月1日～5月31日に被保険者資格を取得した者 その年の8月まで ②6月1日～12月31日に被保険者資格を取得した者 翌年の8月まで	①1月～6月のいずれかの月から改定されたもの その年の8月まで ②7月～12月のいずれかの月から改定されたもの 翌年の8月まで	①1月～6月のいずれかの月から改定されたもの その年の8月まで ②7月～12月のいずれかの月から改定されたもの 翌年の8月まで	①1月～6月のいずれかの月から改定されたもの その年の8月まで ②7月～12月のいずれかの月から改定されたもの 翌年の8月まで
通達等	定時決定の対象月に一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合、その休業手当等をもって報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する。 育児休業期間中の標準報酬月額は、育児休業開始直前の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とする。	自宅待機に係る者の被保険者資格取得時における標準報酬月額の決定については、現に支払われる休業手当等に基づき報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定する。	一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低額な休業手当等が支払われることとなった場合、これを固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象とする。ただし、当該報酬のうち固定的賃金が減額され支給される場合で、かつ、その状態が3月を超える場合に限る。 労働協約等に基づき固定的賃金について賃金カットが行われた場合は、一時帰休の場合に準じて取り扱う。		
	保険者算定	同時に2以上の事業所に使用される者の報酬月額	任意継続被保険者の標準報酬月額	特例退職被保険者の標準報酬月額	標準賞与額
内容	次の場合は、保険者の算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。 ①定時決定、資格取得時決定、随時改定、育児休業等を終了した際の改定によって算定することが困難であるとき ②定時決定、資格取得時決定、随時改定、育児休業等を終了した際の改定によって算定した額が著しく不当であると認めるとき ※保険者が健康保険組合であるときの算定方法は、規約で定めなければならない。	同時に2以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合は、各事業所について、定時決定、資格取得時決定、随時改定、育児休業等を終了した際の改定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。	次のいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。 ①任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額 ②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額 ※健康保険組合は、規約をもって、全被保険者の標準報酬月額を平均した額の範囲内で別に定めることができる。	特定健康保険組合が管掌する前年（1月から3月までの標準報酬月額については前々年）の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の12分の1に相当する額との合算額の2分の1に相当する額の範囲内において規約で定めた額とする。	保険者は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。 ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が573万円を超えることとなる場合には、当該累計額が573万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

SAMPLE

■ 標準報酬月額表

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額	
第1級	58,000円	0 以上	63,000円 未満
第2級	68,000円	63,000円 以上	73,000円 未満
第3級	78,000円	73,000円 以上	83,000円 未満
第4級	88,000円	83,000円 以上	93,000円 未満
第5級	98,000円	93,000円 以上	101,000円 未満
第6級	104,000円	101,000円 以上	107,000円 未満
第7級	110,000円	107,000円 以上	114,000円 未満
第8級	118,000円	114,000円 以上	122,000円 未満
第9級	126,000円	122,000円 以上	130,000円 未満
第10級	134,000円	130,000円 以上	138,000円 未満
第11級	142,000円	138,000円 以上	146,000円 未満
第12級	150,000円	146,000円 以上	155,000円 未満
第13級	160,000円	155,000円 以上	165,000円 未満
第14級	170,000円	165,000円 以上	175,000円 未満
第15級	180,000円	175,000円 以上	185,000円 未満
第16級	190,000円	185,000円 以上	195,000円 未満
第17級	200,000円	195,000円 以上	210,000円 未満
第18級	220,000円	210,000円 以上	230,000円 未満
第19級	240,000円	230,000円 以上	250,000円 未満
第20級	260,000円	250,000円 以上	270,000円 未満
第21級	280,000円	270,000円 以上	290,000円 未満
第22級	300,000円	290,000円 以上	310,000円 未満
第23級	320,000円	310,000円 以上	330,000円 未満
第24級	340,000円	330,000円 以上	350,000円 未満
第25級	360,000円	350,000円 以上	370,000円 未満

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額	
第26級	380,000円	370,000円 以上	395,000円 未満
第27級	410,000円	395,000円 以上	425,000円 未満
第28級	440,000円	425,000円 以上	455,000円 未満
第29級	470,000円	455,000円 以上	485,000円 未満
第30級	500,000円	485,000円 以上	515,000円 未満
第31級	530,000円	515,000円 以上	545,000円 未満
第32級	560,000円	545,000円 以上	575,000円 未満
第33級	590,000円	575,000円 以上	605,000円 未満
第34級	620,000円	605,000円 以上	635,000円 未満
第35級	650,000円	635,000円 以上	665,000円 未満
第36級	680,000円	665,000円 以上	695,000円 未満
第37級	710,000円	695,000円 以上	730,000円 未満
第38級	750,000円	730,000円 以上	770,000 円 未満
第39級	790,000円	770,000 円 以上	810,000円 未満
第40級	830,000円	810,000円 以上	855,000円 未満
第41級	880,000円	855,000円 以上	905,000円 未満
第42級	930,000円	905,000円 以上	955,000円 未満
第43級	980,000円	955,000円 以上	1,005,000円 未満
第44級	1,030,000円	1,005,000円 以上	1,055,000円 未満
第45級	1,090,000円	1,055,000円 以上	1,115,000円 未満
第46級	1,150,000円	1,115,000円 以上	1,175,000円 未満
第47級	1,210,000円	1,175,000円 以上	1,235,000円 未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円 以上	1,295,000円 未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円 以上	1,355,000円 未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円 以上	

■ 毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならない。

■ 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。

SAMPLE